

## 10月は地域安全運動月間

毎年10月11日から20日までの10日間、「全国地域安全運動」を実施しています。各地の防犯協会や防犯ボランティア団体とともに、地域安全活動の強化や、相互間の連携の一層の緊密化を図っているものです。平成7年に現在の「全国地域安全運動」に名称を変更し、今も活動が続いています。

今年掲げられたものは「特殊詐欺・悪質商法の被害防止」です。

### 特殊詐欺の手口と対策

出典：警察庁ウェブサイト (<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/case/>)

#### オレオレ詐欺

親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る（脅し取る）手口です。

#### 預貯金詐欺

「払戻し金がある」「キャッシュカードを取り替える必要がある」は詐欺！

#### キャッシュカード詐欺盗

「口座が悪用されている」「キャッシュカードを確認しに行く」は詐欺！

#### 架空料金請求詐欺

未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし金銭等をだまし取る（脅し取る）手口です。

#### 還付金詐欺

税金還付等に必要手続きを装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る手口です。

#### その他の手口

融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺などの手口もあります。

### クロスボウの所持が禁止されます

クロスボウ（通称ボウガン）が使用された凶悪事件が相次いで発生したことを受け、6月16日に銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が公布されました。改正法の施行日以降、クロスボウの所持が原則禁止され、許可制になりました。

クロスボウを不法に所持した者は、罪に問われることとなります（3年以下の懲役または50万円以下の罰金）。警察に処分依頼をしていただければ無償でお引き取りしますので、最寄りの警察署等になるべく早めにご相談ください。

問合せ 苫小牧警察署 ☎0144 ㊟0110



不審者や不審車両を見かけたら  
警察署・最寄りの駐在または役場総務課までご連絡を！

苫小牧警察署☎0144 ㊟0110 追分駐在所☎㊟2003

安平駐在所☎㊟2339 早来駐在所☎㊟2030

遠浅駐在所☎㊟2211 役場総務課☎㊟2511